4　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項（同条第１項の規定に基づく措置に係る中小企業者に対して、経営状況の継続的な把握及び経営に関する相談又は指導を行う体制の概要を含む。）を記載すること。

第５　法第４条に基づく措置の実施状況（別表１から別表６まで）

（別表１）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額						
うち、実行に係る貸付債権の額						
うち、謝絶に係る貸付債権の額						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額						
うち、審査中の貸付債権の額						
うち、取下げに係る貸付債権の額						

（別表２）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年３月末	平成22年６月末	平成22年９月末	平成22年12月末	平成23年３月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数						
うち、実行に係る貸付債権の数						
うち、謝絶に係る貸付債権の数						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数						
うち、審査中の貸付債権の数						
うち、取下げに係る貸付債権の数						